

# 避難勧告等の判断・伝達マニュアル (津波災害編)



平成 29 年 9 月改訂

湧 別 町

(目 次)

1	避難勧告等の対象とする津波	1
2	避難勧告等の対象とする津波災害の危険性がある区域	1
3	避難勧告等の対象となる人	1
4	避難勧告等を判断する情報	2
5	避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	2
6	避難勧告等の発令の判断基準	2
7	避難勧告等の解除	3
8	協力・助言を求めることのできる機関	3
9	避難勧告等の伝達方法	4
10	避難勧告等の伝達文	5

## 1 避難勧告等の対象とする津波

- ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合
- ・ 津波による浸水が想定される地域に居るときに強い揺れ（震度 4 程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

## 2 避難勧告等の対象とする津波災害の危険性がある区域

避難勧告等の対象とする区域は、別添「湧別町津波避難計画」及び「湧別町津波防災ハザードマップ」に定めるとおりとする。

### （1）大津波警報の発表時

- ・ 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき道が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）
- ・ ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考えるべきである。

### （2）津波警報の発表時

- ・ 津波の高さが高いところで 3m と予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。
- ・ ただし、津波の高さは、予想される高さ 3m より局所的に高くなる場合も想定されることから、避難対象区域は広めに設定する必要がある。

### （3）津波注意報の発表時

- ・ 津波の高さが高いところで 1m と予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防等の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。
- ・ ただし、津波の高さは、予想される高さ 1m より局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。
- ・ 海岸堤防等が無い地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。

※津波の高さ：津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇した高さの差

### 3 避難勧告等の対象となる人

避難勧告等の対象となるのは、上記2で規定している「避難勧告等の対象とする津波災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。

### 4 避難勧告等を判断する情報

地震の発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

発表される津波の高さについては、5区分であり、各区分の高い方の数値が発表される。

区 分	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数 値	定性的表現
大津波警報	10m ~	10m超	巨 大
	5m ~ 10m	10m	
	3m ~ 5m	5m	
津波警報	1m ~ 3m	3m	高 い
津波注意報	20cm ~ 1m	1m	(表記しない)

## 5 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難指示 (緊急)	<p>災害対策基本法第 60 条</p> <p>市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、急を要すると認めるとき、避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。</p>	<p>避難指示（緊急）の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。</p>
避難勧告	<p>災害対策基本法第 60 条</p> <p>市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告することができる。</p> <p>避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。</p>	<p>避難勧告の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。</p>

※ 津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」を発令する。

※ 震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度 4 程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難勧告等の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

## 6 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令する。

### (避難勧告等の発令判断基準)

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域
避難指示 (緊急)	大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域  港町・曙町・緑町・栄町・登栄床全域及び東・川西・芭露・志撫子の一部
避難勧告	津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域（当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される区域）  港町・曙町・緑町・栄町・登栄床全域及び東・川西・芭露・志撫子の一部
	津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、オホーツク海岸堤防等より海側の区域

※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。

※ 遠地地震の場合の避難勧告等については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討する。

## 7 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除は、当該地域が避難勧告等発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本とする。

ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。

## 8 協力・助言を求めることのできる機関

機 関 名 (連絡先)	助言を求めることができる事項
○網走地方気象台 【電話番号】0152-43-4348	・ 気象、地象、水象に関する事。こと。
○網走開発建設部 治水課又は遠軽開発事務所 【電話番号】0152-44-6445 (治水) 【電話番号】0158-42-2112 (遠軽)	・ 災害対策用機材等の支援に関する事。こと。 ・ 直轄施設の被害情報に関する事。こと。
○北海道オホーツク総合振興局 地域創生部地域政策課 【電話番号】0152-41-0625	・ 災害情報及び被害情報に関する事。こと。 ・ 避難対策に関する事。こと。

## 9 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先及び伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝 達 手 段	伝 達 先	
総 務 課	北海道防災情報システムへの入力 ※災害情報共有システム（Lアラート）経由でマスメディアへ情報提供	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者
総 務 課	防災情報伝達施設（防災スピーカ）※初動時	住 民	
総 務 課	町ホームページ	PCユーザー等	
総 務 課	町防災メール（サポートメール@防災ゆうべつ）	事前登録者	
町連絡記録班	広報車 ※連絡記録班：湧別町職員用災害マニュアルによる	住民等 (避難対象区域)	

遠軽地区広域 組合消防署	消防広報車	住民等 (避難対象区域)
	電話又はFAX	消防団
総務課	電話又はFAX	自治会 自主防災組織等
保健福祉課	電話又はFAX	要配慮者利用施設
子育て支援課	電話又はFAX	保育所等
教育委員会	電話又はFAX	小中学校等
総務課	電話又はFAX	農協・漁協等
総務課	電話又はFAX	林-ツ総合振興局 網走開発建設部 網走地方気象台 遠軽警察署 遠軽地区広域組合 消防署 等

## 10 避難勧告等の伝達文

### (1) 大津波警報（又は津波警報）が発表された場合

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令（又は避難勧告発令）。

こちらは、湧別町災害対策本部です。

オホーツク海沿岸に大津波警報（又は津波警報）が発表されたため、

●●●地区に「避難指示」（又は「避難勧告」）を発令しました。

直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

車で避難する際は、必ず自治会ごとに指定された避難経路を通過してください。

(津波到達時刻が判明した場合)

■予想される●●●地区の津波の到達時刻は、〇〇時〇〇分です。

### 【緊急速報メールの文例（避難指示（緊急）・北海道防災情報システムを使用した場合）】

湧別町：避難指示（緊急）

00/00 00:00

地区：●●●地区

避難所：指定緊急避難場所

理由：大津波警報発表

備考：沿海部の方は、直ちに高台等へ避難し、身の安全を確保してください

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください



## (2) 津波注意報が発表された場合

■こちらは、湧別町災害対策本部です。

オホーツク海沿岸に津波注意報が発表されました。

津波のおそれがありますので、海岸や河川には近づかないでください。

海の中や海岸付近は危険です。

直ちに海岸からできるだけ離れてください。

危険ですので、海岸や河川、湖には絶対に近づかないでください。

(津波到達時刻が判明した場合)

■予想される●●●地区の津波の到達時刻は、〇〇時〇〇分です。

## (3) 停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

こちらは、湧別町災害対策本部です。

強い揺れの地震がありました。

津波のおそれがあるため、●●●地区に避難指示を発令しました。

ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。